

株式会社商工組合中央金庫が実施する T・Sトレーディング株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社商工組合中央金庫が実施する T・S トレーディング株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2023年11月2日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

T・S トレーディング株式会社に対する
ポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が T・S トレーディング株式会社（「T・S トレーディング」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・リーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体で

- ある。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
 - ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、T・S トレーディングの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、T・S トレーディングがポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

PIF 原則 2

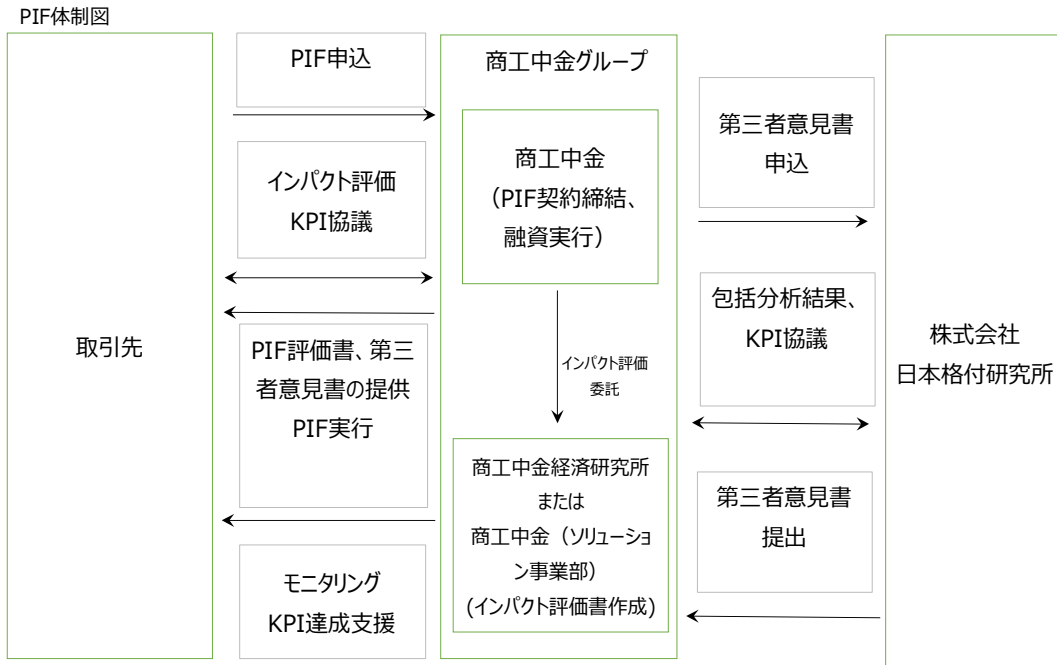
PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。



PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である T・S トレーディングから貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

梶原 敦子

梶原 敦子

担当アナリスト

藤田 剛志

藤田 剛志



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2023年11月2日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）がT・Sトレーディング株式会社（以下、T・Sトレーディング）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、T・Sトレーディングの活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響及びネガティブな影響)を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ (UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4)に基づき設置されたポジティブ・インパクト・ファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクト・ファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中堅・中小企業^{※1}に対するファイナンスに適用しています。

※1 中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 企業理念、経営方針等
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	T・S トレーディング株式会社
借入金額	100,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	10 年
モニタリング実施時期	毎年 8 月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	熊本県熊本市北区植木町亀甲 2041-1
設立	2011 年 4 月
資本金	20,000,000 円
従業員数	15 名 (2023 年 10 月現在)
事業内容	鉄・非鉄金属リサイクル業、産業廃棄物収集運搬業、解体土木業
主要取引先	鉄鋼メーカー、金属リサイクル業者、海外商社等

【業務内容】

- T・Sトレーディングは、熊本県を中心に九州全域において鉄・非鉄金属リサイクル業を中心に産業廃棄物収集運搬業、解体土木業を手掛ける総合リサイクル業者である。

鉄・非鉄金属リサイクル業における取扱い品目は、鉄、アルミニウム、銅、ステンレス等多岐にわたり、これら金属スクラップ^{※2}を買い取り（集荷、持ち込み）、分別・解体・切断等のリサイクル処理を行い、リサイクル原料^{※3}として鉄鋼メーカーや同業他社に販売している。収集については、熊本県を中心に九州全域の中小スクラップ業者から金属スクラップの買い取り依頼を受け、自社トラックにて集荷し、本社工場並びに菊池工場において計量・検収を経て受け入れを行っている。一方、持ち込みは、解体業者や金属加工業者等の金属スクラップ排出業者自らがトラック等で持ち込みを行う。

産業廃棄物収集運搬業は、主にリサイクル業における金属スクラップ業者や解体業者等からの依頼を受け産業廃棄物の収集運搬を行っている。取り扱う産業廃棄物は、廃プラスチック、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶器くず及びがれき類等で、鉄・非鉄金属と比べ取扱量は少ないが、金属スクラップ等の有価物に限らず廃棄物の回収を可能とすることで顧客の利便性の向上につながっている。

解体土木業については、創業当時は主な事業として行ってきたが、現在は、産業廃棄物収集運搬業と同様にリサイクル業や解体業者等からの依頼を中心に行っている。

事業の特徴は、鉄・非鉄金属リサイクル業における集荷業務においては、原則、集荷依頼を受けた当日もしくは翌日に集荷を行い、集荷日に計量・検収買い取りを完結させる等スピード対応を行うことで他社との差別化を図っている。また、持ち込みについては、一般的に金属スクラップには、複数種類の金属が混在しており、見積りに相応の時間を要するケースが多いが、当社は、マグネットで鉄と非鉄金属に分類後、非鉄金属については蛍光 X 線分析装置^{※4}にて金属種類ごとの比率を割り出し計量の上見積もり額を算出している。通常は数時間から1日かかるケースも多し中、当社は概ね1時間以内に見積もりを出すことを可能としている。このように、集荷・買い取りにおいて圧倒的なスピード対応と産業廃棄物収集運搬や解体土木工事等のニーズにも対応できることから顧客より高い評価を得ている。

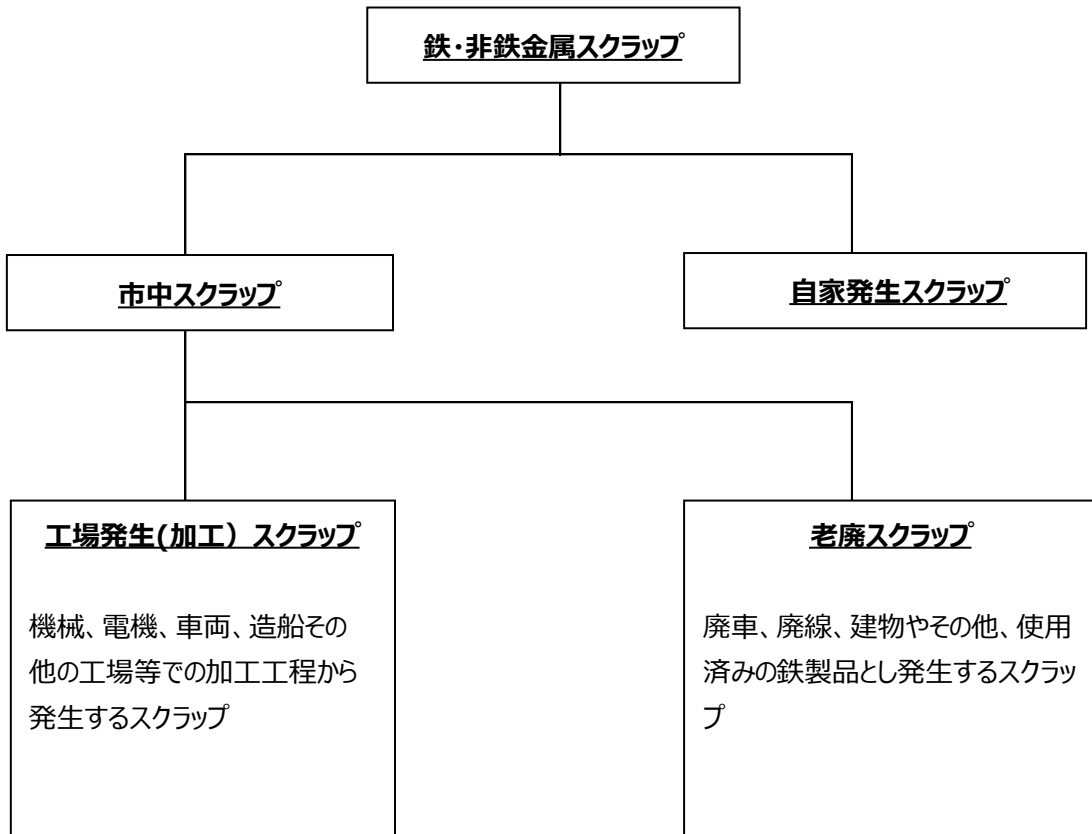
※2 金属製品の廃棄物や、金属製品の製造工程で出てくる廃金属。

※3 使用済み製品及び製造工程から出る廃棄物を回収し、新しい製品の材料または原料として利用できるように処理された材料。

※4 分析対象物に X 線を照射した際の蛍光 X 線によって元素の含有量を非破壊にて解析する装置。金属の種類を瞬時に判別することが可能。

【鉄・非鉄金属スクラップについて】

- スクラップの発生と収集



鉄スクラップは発生源別に、自家発生スクラップ、加工スクラップ、老廃スクラップに分類される。自家発生スクラップは、回収後ほとんど自社内で再利用される。このため、加工スクラップと老廃スクラップが市中スクラップと呼ばれている。

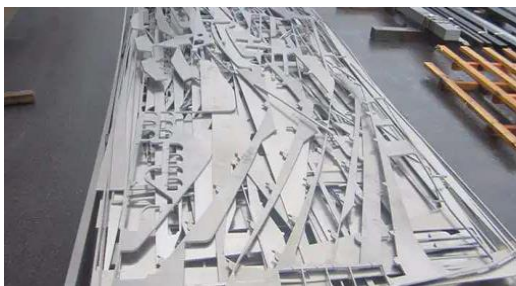
図表①スクラップの発生と収集フロー（出典：一般社団法人 日本鉄リサイクル工業会）

● スクラップ種類について

<鉄スクラップ>

種類	内容
新断スクラップ	製品を製造する工場等から発生する鋼板等を加工した後の端材。
鉄くず (H1)	H 型鋼、鋼矢板、鉄筋、ボルト等の肉厚が 6 mm 以上あり、製品の炉前規格サイズ以内の鉄スクラップが H1 になる。
鉄くず (H2)	建物の解体工事等から発生する鉄骨や鉄筋等で、長さ 1,200 mm 以下の肉厚 3 mm ~ 6 mm とされる。
ギロチン材 A	H 形鋼、鋼矢板、鉄筋、ボルト等の肉厚が 6 mm 以上あるもので、切断加工が必要。
ギロチン材 B	建物の解体工事等から発生する鉄骨や鉄筋等で、長さ 1,200 mm 以下の肉厚 3 mm ~ 6 mm で、切断加工が必要。
ギロチン材 C	スチール棚や屋根材等、薄い金属で、切断加工が必要なもの。
ガス材スクラップ	大型の機械や金属等で、一般的に加工（ギロチン加工）されるものでなく、ガス切断による加工が必要。
鋼グライ粉	金属加工の工場から発生する切削くずで、切粉、グライ粉と呼ばれる。
鋳物系スクラップ	機械等に使用されている金属で、ものによっては割れてしまう金属。
鉄くず (級外)	ジュース缶や鉄ワイヤー等が中心で、混合されている金属スクラップも該当。
敷鉄板	工事現場の作業床等。19 mm、25 mm 厚等の規格が利用されている。
ドラム缶	原料や飲料等の容器として使用されており、廃棄されるドラム缶や一斗缶が該当。
雑品スクラップ	モーターや配電盤等、複数の金属で構成されている。
機械・工具スクラップ	旋盤、工作機械、木工機械、鉄鋼機械、電動工具、手動工具等。

図表②鉄スクラップ一覧表（出典：金属スクラップ図鑑）



写真①新断スクラップ（出典：金属スクラップ図鑑）



写真②ギロチン材（出典：金属スクラップ図鑑）



写真③鋼グライ粉（出典：金属スクラップ図鑑）



写真④敷鉄板（出典：金属スクラップ図鑑）

<非鉄金属スクラップ>

種類	内容
電線スクラップ	上線（銅率 80%程度の被覆線）、中線（同 60%程度）、雑線（同 45%程度）、VA 線（屋内配線用）等。
ステンレススクラップ	ステンレス（ニッケル・クロム合金）、ステンレスドライ粉（切削くず）、ステンレス新切（切断加工工程くず）、ステンレス解体（流し台、浴槽等解体が必要）等。
真鍮スクラップ	真鍮（銅、亜鉛合金、ナット・コイン等）、込真鍮（アルミ・亜鉛、水道蛇口等）
砲金スクラップ	砲金（銅、すず合金、水道メーター容器等）
銅スクラップ	ピカ線（被覆を剥した線、直径 1.3 mm以上）、込銅（半田溶剤等付着した薄銅板等）、並銅（銅パイプ等）
アルミスクラップ	アルミホイール、アルミ缶、アルミサッシ、アルミドライ粉（切削くず）

図表③非鉄金属スクラップ一覧表（出典：金属スクラップ図鑑）



写真⑤電線スクラップ（出典：金属スクラップ図鑑）



写真⑥真鍮・砲金スクラップ

（出典：金属スクラップ図鑑）



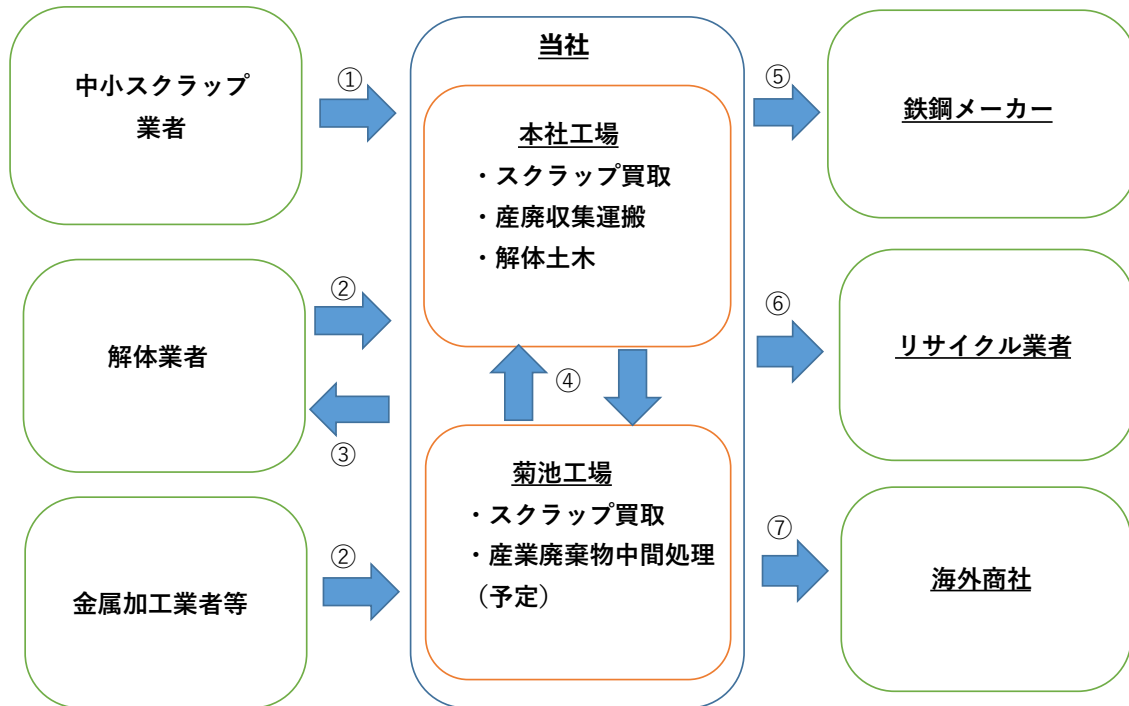
写真⑦銅スクラップ（出典：金属スクラップ図鑑）



写真⑧アルミスクラップ

（出典：金属スクラップ図鑑）

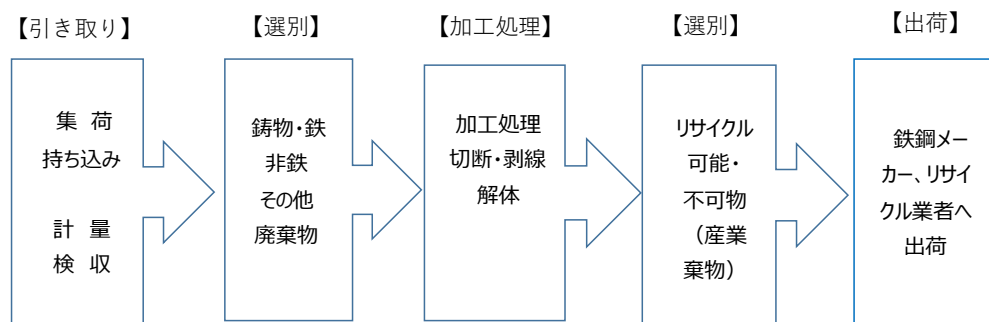
【ビジネスモデル】



図表④T・Sトレーディングの商流図（商工中金経済研究所にて作成）

- ① 中小スクラップ業者で、価格変動リスクを避ける目的や大手鉄鋼メーカーやリサイクル業者への販売ルートを持たない事業者が当社に買い取りを依頼（基本当社が集荷）。
- ② 解体業者や金属加工業者等の排出業者が鉄スクラップを持ち込み買い取り依頼する（基本的に事業者による持ち込み）。
- ③ 解体業者からの委託を受け解体工事を行う（あくまで鉄スクラップ買取事業の補完的事業として事業者のニーズに対応）。
- ④ 本社及び菊池工場にて相互補完（主に、本社工場で受け入れた鉄スクラップのうち処理しきれないものを菊池工場に運びリサイクル処理を行う）。菊池工場は、中間処理施設建設予定であり、今後は、産業廃棄物の中間処理施設となる予定。
- ⑤ 主に銅スクラップを鉄鋼メーカーへ販売している。
- ⑥ 主に大手リサイクル業者へ販売している。
- ⑦ 輸出先は主に、マレーシア、タイ、香港、韓国、インド等。大半は直接貿易で一部は商社経由にて輸出している。

【金属リサイクル工程】



図表⑤T・Sトレーディングにおけるリサイクル工程（商工中金経済研究所にて作成）

- 【引き取り】：中小スクラップ業者からの依頼を受け自社トラックにて集荷。解体業者並びに金属加工業者等は待ち込みによる引き取り。
- 【選別】：計量・検収を終えた金属スクラップは、既に選別されているものと、鉄、非鉄金属や廃プラスチック等の産業廃棄物が混在しているものがある。前者はそのまま次の加工処理工程へ持ち込まれる。後者は、マグネット並びに蛍光 X 線分析装置にて鉄、非鉄金属や廃プラスチック等に選別し、リサイクル製品の原料となる金属スクラップとその他の産業廃棄物を油圧ショベルや手作業で仕分けを行う。金属スクラップは次の加工処理工程へ持ち込まれる。一方、産業廃棄物は自社トラックにて他社の産業廃棄物中間処理業者もしくは最終処分業者へ持ち込まれる。
- 【加工処理】：建築現場等から排出される鋼板やその他大型の鉄スクラップは切断機により切断加工を行う。また、内部に銅線が使われている被覆線とも呼ばれる電線については、剥線機を使用し、被覆と銅を分離する。
- 【選別】：一連の選別、加工処理を実施したのちに更に手作業にて細かく選別を行い、廃棄物として選別したものの中にリサイクル可能な鉄スクラップはないか、また、鉄スクラップとして選別した中に廃棄物が含まれていないかを確認することでリサイクル率の向上と廃棄物の削減に繋げている。
- 【出荷】：最終的な選別を終えた金属リサイクル原料は自社トラックにて販売先の各鉄鋼メーカーやリサイクル業者へ出荷される。

【主要設備】

	本社工場	菊池工場
重機・機械設備等	50tトラックスケール ^{※5} 1基 フォークリフト2台、油圧ショベル3台 金属切断機1台、剥線機 ^{※6} 2台	40tトラックスケール1基 油圧ショベル6台 自走式破碎機1台
トラック、ダンプ等（共通）	10t平ボディ ^{※7} 1台、10t深ダンプ3台 4tキャブオーバー ^{※8} 1台、8tクレーン付キャブ1台 4t脱着用装置・クレーン付コンテナ専用車1台、8tクラムクレーン1台 2tダンプ1台、軽ダンプ1台、コンテナセミトレーラー3台、トラクター4台	

※5 車両に積載された積荷の重量をトラックに積載したまま計る大型の計量器

※6 電線（雑線、廃電線、廃ケーブル）の皮を剥（む）く機械

※7 荷台が後方・左右にフラットに開くトラック

※8 運転席と荷台が分離しているトラック



写真⑨油圧ショベル（当社提供）



写真⑩油圧ショベル（当社提供）



写真⑪フォークリフト（当社提供）



写真⑫自走式破碎機（当社提供）

【事業拠点】

<本社工場>



写真⑬本社工場外観（当社提供）

住所：熊本県熊本市北区植木町亀甲 2041-1
面積：4,966.11 m²
特徴：総務・経理等の本社機能とリサイクル工場、倉庫機能を有する。また、トラック、ダンプ等の車両置き場として利用している。

<菊池工場>



写真⑭菊池工場外観（当社提供）

住所：熊本県菊池市七城町蘇崎 1121-1
面積：5,147.99 m²
特徴：本社リサイクル工場の補完的役割を担う。今後は、現在計画中の産業廃棄物処理施設の設置により中間処理を伴うリサイクル工場として稼働予定。

【沿革】

2011年4月	T・S トレーディング株式会社として熊本県熊本市北区植木町にて本社工場を設立 鉄・非鉄リサイクル、解体土木、貿易業者として事業を開始
2012年10月	産業廃棄物収集運搬許可取得
2014年1月	住宅解体業を開始し解体部門を設立
2018年9月	有害使用済機器保管等届出
2020年3月	熊本県熊本市御領に40t スケールを配置した御領工場を開設
2021年12月	使用済自動車の再資源化等に関する取引業登録
2023年3月	御領工場を閉鎖し熊本県菊池市に菊池工場を建設（中間処理施設建設予定）

【許認可・有資格者等】

各種許認可
産業廃棄物収集運搬業（熊本県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県） 有害使用済機器保管（第 16 条の 2 第 5 号～32 号に定める機器、処理区分（保管のみ）） 使用済自動車取引業登録、一般建設業（土木・解体）、古物商
各種有資格者（延べ人数）
大型免許 9 名、大型特殊免許 9 名、牽引 4 名、小型移動式クレーン 3 名、高所作業者 1 名 フォークリフト 10 名、車両系建設機械（整地等）8 名、車両系建設機械（解体）8 名 玉掛け 2 名、職長・安全衛生責任者 8 名、熱中症予防管理者 2 名、冷媒回収技術者 2 名 石綿作業主任者 3 名、2 級建設機械施工管理技士 1 名、1 級土木施工管理技士 1 名 建築物石綿含有建材調査者 1 名、管理技術者 1 名、土止め支保作業主任者 1 名 地山の堀削作業主任者 1 名、特定化学物質等作業主任者 1 名、アーク溶接 1 名

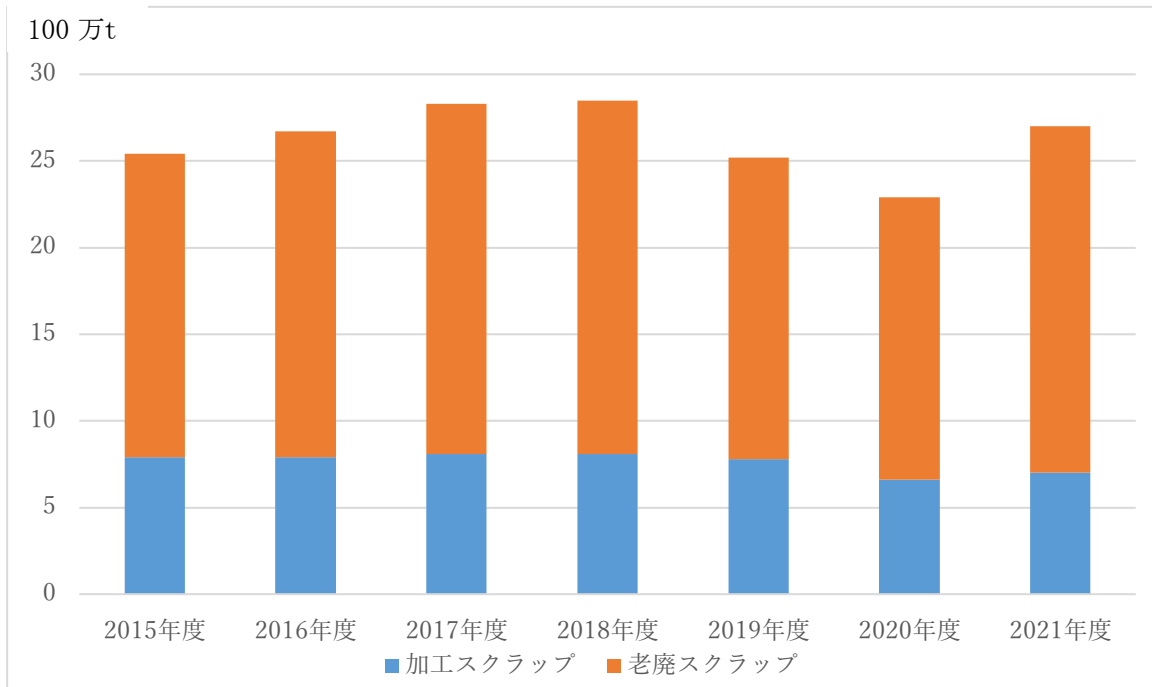
2023 年 10 月時点



図表⑥T・S トレーディングロゴマーク

2.2 業界動向

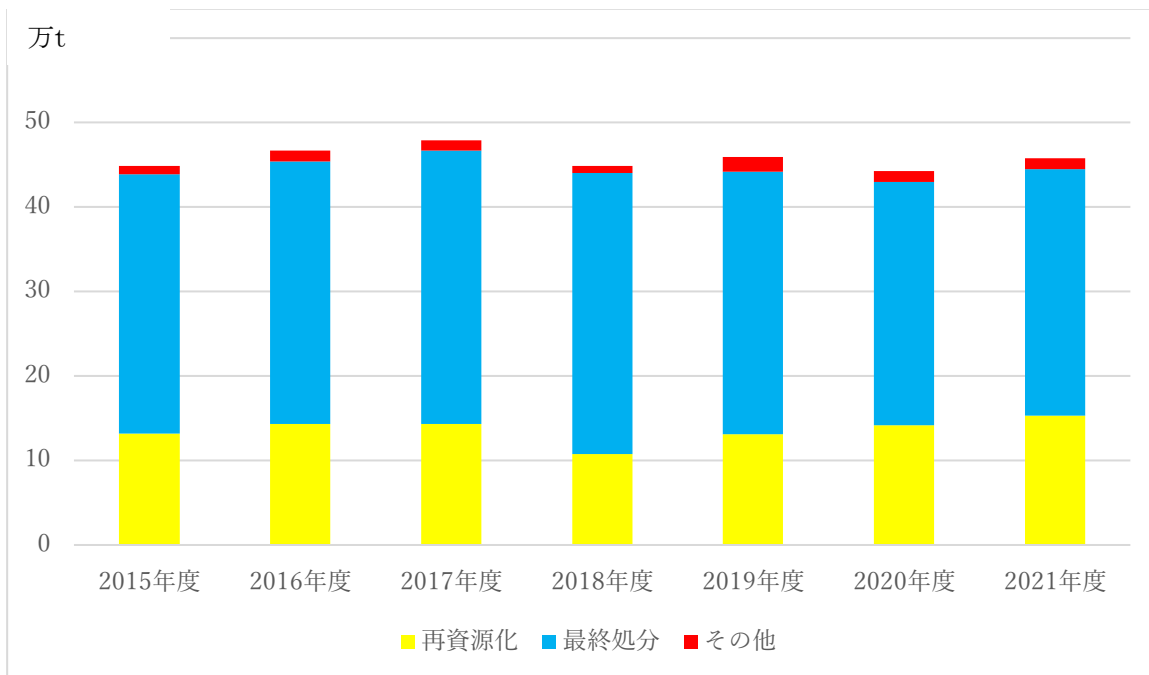
■ 鉄スクラップ市場動向



図表⑥国内で購入される鉄スクラップ量の推移(出典:環境省「産業廃棄物の排出及び処理状況等」)

国内で購入される鉄スクラップ量については、主に鉄製品メーカーから排出される切り屑を原料とする加工スクラップは 2015 年度から 2019 年度にかけて 800 万 t 前後で推移していたが、2020 年度は前年度比▲15.4%の 660 万 t と大幅に減少した。これはコロナ禍の影響による生産活動の一時的な停滞によるものである。一方、2021 年度は東京都内を中心に都市部において再開発が活発化した。結果、ビル等の解体が増加し、それに伴う老廃スクラップの排出量増加により全体のスクラップ量は前年度比 +17.9%の 2,700 万 t と 2020 年度の 2,290 万 t から大幅に増加にした。

■ 非鉄金属スクラップリサイクル動向



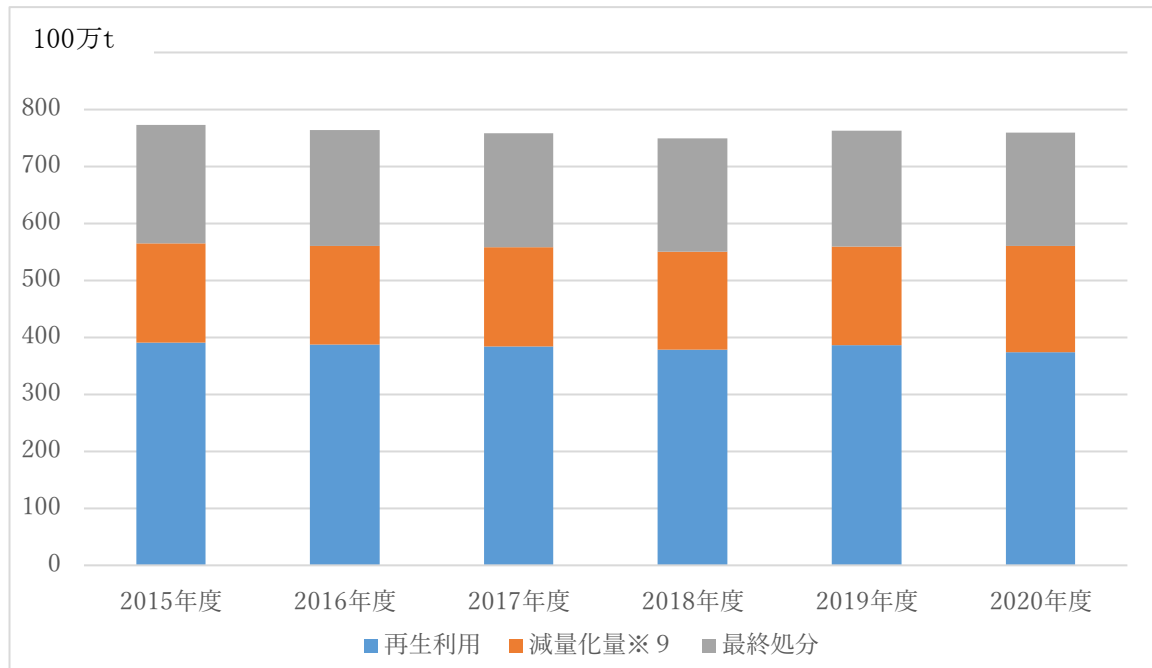
図表⑦非鉄金属製造業における産業廃棄物の発生・再生資源・最終処分量推移

(出典：一般社団法人 日本経済団体連合会「循環型社会形成自主行動計画」)

T・S トレーディングが主に取り扱っている非鉄金属の製造業者における産業廃棄物の発生量は、2020 年度にはコロナ禍の影響を受けたものの発生量は 44.3 万 t と 2019 年度の 45.9 万 t から▲3.5%の減少にとどまった。これは、パソコンや家電製品関連の製造が在宅勤務の増加等で比較的堅調に推移したため同関連事業者から発生する廃棄物の発生量の増加がコロナ影響による生産活動の低迷による廃棄物減少分を補うかたちとなった。

一方、非鉄金属製造業者における再資源化については、2018 年度の 10.8 万 t から 2021 年度の 15.3 万 t と +41.7%の高い増加率となった。しかしながら、再資源化率（再資源化量/廃棄物発生量）は 2021 年度 33.4%と 90%を超える再資源化率を誇る鉄鋼、スチール缶に比べ依然として再資源化率の向上が課題となっている。

● 産業廃棄物の処分状況と T・S トレーディングの今後の役割



図表⑧産業廃棄物の排出量と再生利用量・減量化量・最終処分量の推移

(出典: 一般社団法人 日本経済団体連合会「循環型社会形成自主行動計画」)

※9 産業廃棄物を最終処分する際、重量を減らすために行う処理で、焼却、熱分解、乾燥、脱水等。これらにより減量化された産業廃棄物の排出量。

また、産業廃棄物全般においても、再生利用量は 2015 年度の 391 百万 t から 2020 年度は 374 百万 t とわずかながら減少しており、再生利用率（再生利用量/廃棄物排出量）も 50%前後で推移している。当社は、産業廃棄物中間処理業への参入により広く産業廃棄物の受入からこれまでの金属リサイクル事業のノウハウを最大限活用し金属リサイクルの取り扱いを拡大させ、課題となっている非鉄金属リサイクル分野におけるリサイクル率のさらなる向上に積極的に取り組み循環型社会への実現に貢献していく。

2.3 企業理念、経営方針等

【企業理念・経営方針】

企業理念
<p>「金属中間業者として明日の未来に貢献する」「金属を取り巻く環境をよりスムーズに」 当社は熊本県を拠点に九州一円からの様々な金属受入をメインに業務を行いお客様の事業パートナーとして発展していくことを目指しています。</p>
経営方針
<p>当社の行う事業は金属流通に欠かせない運搬・仕分けといった中間的な立場を担っております。 T・Sトレーディング株式会社は「金属・非鉄金属買取事業」「産業廃棄物収集運搬事業」「解体土木事業」の3事業を柱とし、私たちの責任の所在を明確にしたうえで、お客様一人ひとりのビジネスに確かな支えとなることを目指します。そして、私たちは高いモラルと知識に基づいた行動を心がけ、お客様に寄り添い、事業を通じて業界全体のサービス発展に向けた取り組みを行い、お客様の便利を追求し、実現するためのパートナーとなることを目指します。</p>

2.4 事業活動

T・Sトレーディングは以下のような環境・社会・経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【環境面】

■ 循環型社会の実現に向けた貢献への取り組み

- 金属リサイクル業を通じて資源の有効利用により循環型社会に貢献している。リサイクル業における取り組みの特徴として、原則、希望日当日の集荷や、持ち込み買い取りにかかる待ち時間の短縮等顧客ニーズに応じた金属スクラップ買い取りに組み込んでおり、排出業者にとっての利便性を高めることでより多くの金属スクラップの取り扱いを可能としている。これらの事業活動を通じ資源の循環利用やサプライチェーン全体でのCO2削減に取り組んでいる。
- また、リサイクル業のさらなる取り組みの強化として菊池工場において産業廃棄物中間処理施設の建設を予定している。産業廃棄物のリサイクル業では、これまでの当社の金属リサイクル工程におけるノウハウ（多種多様な金属における精度の高い選別）を最大限活用することで高いリサイクル率が見込まれる。加えて、既に取得している産業廃棄物収集運搬業との相乗効果も期待できる。これら産業廃棄物中間処理業への参入を通じて廃棄物削減へ積極的に取り組んでいく予定である。

■ 環境負荷低減への取り組み

- 金属スクラップの収集並びに産業廃棄物収集運搬においてトラック・ダンプ10台を使用している。それらトラックから排出されるCO2の削減への取り組みとして、各ドライバーに対し、急加速・急減速等の燃費効率の悪化に繋がる運転の抑制等の指導を行っている。今後は、それら管理徹底を目的

としてドライバー毎の燃費を算出し、燃費効率の悪いドライバーへの個別指導の強化を予定している。

- また、電動フォークリフトの導入や全事業所における LED の導入並びに本社事務所外壁の高日射反射率塗料施工^{※10}による内部温度上昇抑制への取り組み等 CO2 排出削減に取り組んでいる。
- これら CO2 削減への取り組みを加速させるため、経済産業省の CO2 簡易排出量計算シートを導入し、事業活動全体における CO2 排出量の可視化に取り組む予定である。また、排出量の算出を基に排出量削減目標設定並びにさらなる CO2 削減へ積極的に取り組んでいく。

※10 太陽光に含まれる近赤外領域の光を高いレベルで反射することにより塗膜ならびに被塗物の温度上昇を抑えることができる機能性塗料を塗装すること。

■ 環境保護への取り組み

- 本社並びに菊池工場は地元自治体の指導並びに消防法を遵守し、振動や騒音等の対策を講じている。また、定期的な水質検査の実施により汚水や泥水が発生しない取り組みを徹底している。加えて、菊池工場に建設を予定している中間処理施設では更なる汚水・泥水への対策の徹底を図るため油水分離槽^{※11}の設置を予定している。

※11 油と水の比重の違いを利用し、重力で油と水を分離する排水施設。

- リサイクル工程においては、選別の徹底（工程の最初と最後の 2 回実施）により産業廃棄物として処分される廃棄物の削減にも積極的に取り組んでいる。

【社会面】

■ 安心して働ける環境づくりへの取り組み

- 安心して働ける職場環境づくりに積極的に取り組んでいる。具体的には、原則時間外労働は行わず、定時退社を基本としている（基本的に時間外労働は殆ど発生していない）。各作業域において定時終業時刻の 1 時間前には必ず定時退社が可能になるような仕事の段取り（翌日以降への作業繰延の準備）を優先させることを励行している。また、多能化（リサイクル工場、運送部門）を推進し作業負担の平準化への取り組みも併せて行っていく予定である。
- 労働災害発生への取り組みとして安全管理委員会を創設し、新たに安全対策マニュアルを制定し、同委員会において安全対策マニュアルの遵守状況の確認や労働災害につながる可能性のある事象についての共有並びに原因究明と再発防止の策定を実施し、加えて、安全対策マニュアルへの遵守状況を人事評価制度に反映させることにより労働災害発生の抑制を徹底する予定である。

■ 女性が活躍できる職場環境づくりへの取り組み

- 女性社員と管理職における定期的な意見交換の実施により女性社員が働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる。これまでの意見交換を通じての職場環境改善実績として女性用トイレの改装等がある。
- 女性社員の多様な働き方の提供の一環としてリサイクル工場並びに運送部門への女性社員の積極的な登用に取り組んでいく。具体的には、リサイクル工場内や運送部門における労働環境改善への取り組みである。リサイクル工場内における空調設備の改善や休憩室の整備、また、女性ドライバ

―目線で改良されたトラック（乗り降りしやすいためのステップバンパーの設置等）の導入などを予定している。加えて、採用活動に際し工場作業員やドライバーとして女性が働きやすい労働環境であることを積極的にアピールする取り組みを行っていく予定である。

■ **多様な働き方ができる職場環境づくりへの取り組み**

- 高齢者雇用への取り組みについては現行の60歳定年から2023年度中に65歳までの定年引き上げを予定している。加えて、希望者には70歳までの雇用延長を認め、70歳超についても嘱託としての継続勤務を可能とする内容の就業規則への変更を予定しており、多様な働き方ができる職場環境の整備に積極的に取り組んでいく。

【経済面】

■ **地域経済への取り組み**

- 金属スクラップのリサイクル事業並びに産業廃棄物の収集運搬事業といった経済活動を通じて地域経済に貢献している。

■ **防災への取り組み**

- 防災への取り組みとして、事業継続力強化計画^{※12}の認定を取得し、防災・減災の事前対策計画の策定に取り組む予定である。災害発生時の危機対応能力を高め、社員の生命を守り、事業の維持・継続を図ることを目的としている。

※12 中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が「事業継続力強化計画」として認定する制度。

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動等を踏まえて特定したインパクト

入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質（一定の固有の特徴がニーズを満たす程度）		
水（アクセス）	食糧	住居
保健・衛生	教育	雇用
エネルギー	移動手段	情報
文化・伝統	人格と人の安全保障	正義
強固な制度・平和・安定		
質（物理的・科学的構成・性質）の有効利用		
水（質）	大気	土壌
生物多様性と生態系サービス	資源効率・安全性	気候
廃棄物		
人と社会のための経済的価値創造		
包摂的で健全な経済	経済収束	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方のインパクト領域を表示）

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	廃棄物・スクラップ及び他に分類されないその他の製品の卸売業、解体業
ポジティブインパクト	住居、保健・衛生、雇用、資源効率・安全性、気候、廃棄物、経済収束
ネガティブインパクト	雇用、質（水）、大気、土壌、生物多様性と生態系サービス 資源効率・安全性、気候、廃棄物、経済収束

【当社の事業活動を踏まえ特定したインパクト】

■ポジティブインパクト

インパクト	取組内容
雇用、包摂的で健全な経済	<ul style="list-style-type: none"> 女性社員の働きやすい職場環境整備への取り組み 現場作業部門（リサイクル工場、運送部門）への女性社員の積極的な登用
雇用	<ul style="list-style-type: none"> 雇用延長並びに再雇用制度の構築等の高齢者雇用への積極的な取り組み
資源効率・安全性、廃棄物、気候	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル事業を通じての再資源化への取り組み 中間処理施設の建設による再資源化並びに廃棄物削減への取り組み

経済収束	<ul style="list-style-type: none"> ➢ リサイクル、産業廃棄物及び土木解体事業を通じての地域経済貢献に資する取り組み
------	--

■ネガティブインパクト（緩和の取組み）




インパクト	取組内容
保健・衛生、雇用	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 時間外労働削減への取組み ➢ 労働災害発生抑制への取組み ➢ BCP（事業継続計画）への取組み
気候	<ul style="list-style-type: none"> ➢ トラック運行管理の徹底による燃費効率向上への取組み ➢ LED、電動フォークリフト及び本社事務所における省エネ施工（特殊外壁塗装）等による温室効果ガス削減への取組み ➢ CO2 排出量簡易シートの導入による事業活動排出量の見える化による排ガス抑制への取組み
水（質）、土壌、廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ➢ リサイクル工場における徹底した排水管理への取組み ➢ 中間処理施設での油水分離層設置への取組み ➢ リサイクル工程における選別の徹底による廃棄物削減への取組み

なお、住環境向上に資する取組み及び保健サービスにつながる取組みは行っていないことから UNEP FI のインパクト分析で発出された「住居」「保健・衛生」はポジティブ・インパクトに特定しない扱いとした。また、ネガティブな影響を及ぼす企業活動についても行っていないことから「経済収束」はネガティブ・インパクト（緩和の取組み）として特定していない。また、事業活動において大気を汚染する物質の排出、生物多様性並びに資源の効率や安全性にネガティブな影響を与える懸念が少ないことから、「大気」「生物多様性と生態系サービス」「資源効率・安全性」についてもネガティブ・インパクトに特定しない。





4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

T・Sトレーディングは商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下、KPI）を設定した。

【ポジティブ・インパクト】

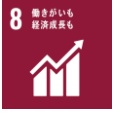
特定したインパクト	雇用、包摂的で健全な経済		
取組内容(インパクト内容)	女性が活躍できる職場環境づくりへの取り組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 融資期間中（2033 年度まで）にリサイクル工場並びに運送部門への女性社員の登用を中心に全従業員に占める女性社員の比率を 30%以上とする。 <p>※2023 年 10 月時点の全従業員に占める女性社員の比率 20%</p>		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ リサイクル工場内における職場環境改善への取り組み。（空調設備改善や休憩室の整備等） ➢ 女性ドライバー目線に改良されたトラック（乗り降りしやすいステップバンパー設置等）の導入。 ➢ 採用活動に際し女性が働きやすい環境であることを積極的にアピールする。 		
貢献する SDGs ターゲット	5.1	あらゆる場所における全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。	
	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	


特定したインパクト	気候、廃棄物、経済収束
取組内容 (インパクト内容)	循環型社会の実現に向けた貢献への取り組み
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 融資期間中（2033 年度まで）に鉄・非鉄金属スクラップ取扱量を 2023 年度実績より 200%（2 万 6 千 t）増加させ、年間 3 万 9 千 t とする。 <p>・2023 年度取扱量：1 万 3 千 t</p>




KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 2025 年度までに菊池工場にて産業廃棄物の中間処理施設を完成させ、リサイクルへの取り組みを強化することで鉄・非鉄金属の取扱量の増加につなげる。 ➤ リサイクル、産業廃棄物及び土木解体事業を通じての地域経済貢献に資する取り組み。 	
貢献する SDGs ターゲット	9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。	
	9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	
	12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。	
	12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	保健・衛生、雇用
取組内容 (インパクト内容)	労働災害発生抑制への取り組み
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働災害の発生件数を毎年度 0 件に抑制する。 ・2023 年度労働災害発生件数：0 件
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 2023 年度中に安全管理委員会を設置し安全管理対策を強化する。 ➤ 安全対策マニュアルを制定し、マニュアルの遵守状況を人事評価に反映させ、社員の安全対策にかかる意識の醸成を図る。

貢献する SDGs ターゲット	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
-----------------	-----	--	---

特定したインパクト	保健・衛生		
取組内容（インパクト内容）	防災への取り組み		
KPI	● 2024 年度までに事業継続力強化計画の認定を取得する。		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 中小機構による専門家派遣制度を活用し計画的かつ効果的に認定の取得へ向け取り組む。		
貢献する SDGs ターゲット	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	

特定したインパクト	気候		
取組内容（インパクト内容）	温室効果ガス削減への取り組み		
KPI	● 2025 年度までに CO2 排出量を算出し、融資期間中（2033 年度まで）に 2025 年度比 10%削減する。		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 燃費効率向上に向けた運行管理の徹底。 ➢ CO2 排出量簡易計算シートの導入により CO2 排出量の見える化による排出量抑制への取り組み。		
貢献する SDGs ターゲット	7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	
	9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	
	11.6	2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	

ポジティブ・インパクトとして特定した「雇用」のうち高齢者雇用への取り組み、ネガティブ・インパクトとして特定した「保健・衛生」「雇用」のうち時間外労働削減への取り組み、「気候」のうち LED、電動フォークリフト導入等の温室効果ガス削減への取り組み、「水（質）」、「土壌」、「廃棄物」については、現状の取り組みを継続する予定であり、KPI は設定しない。

5.サステナビリティ管理体制

T・S トレーディングでは、本ファイナンスに取り組むにあたり、坂本社長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献等との関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、坂本社長を最高責任者兼プロジェクト・リーダーとして全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

（最高責任者兼プロジェクト・リーダー）代表取締役社長 坂本龍広

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、T・S トレーディングと商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、T・S トレーディングと協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。T・S トレーディングは、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクト・ファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 古川 雅也

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190